

令和4年産穀類（米、麦類、大豆、そば）の放射性物質検査について

令和4年5月17日
園芸推進課

1 検査方針

県産穀類（米、麦類、大豆、そば）の東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による汚染への不安を払拭するため、県全域を対象とした放射性物質検査を実施する。

県産穀類は、国のガイドライン[※]において検査対象外であることや、平成25年以降、放射性物質の基準値超過がないこと等を踏まえ、本検査は野菜・果実類と同様にモニタリング検査とし、流通前の出荷自粛要請は実施しないものとする。

検査対象区域は、令和4年産の作付があり、生産物を出荷・販売する県内市町村（麦類は広域圏）とする。

※ 原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（令和4年3月30日）」

2 検査密度、検査点数及び検査時期

各品目の検査密度等は、以下のとおりとする。

種別	品目	検査密度	検査点数 [※]	検査時期
米	米	1点/市町村	34	令和4年8月から令和4年10月
麦類	六条大麦	1点/広域圏	6	令和4年6月から令和4年10月
	二条大麦		1	
	小麦		6	
大豆	大豆	1点/市町村	32	令和4年10月から令和5年1月
そば	夏そば	1点/市町村	6	令和4年7月から令和4年8月
	秋そば		22	令和4年9月から令和4年12月
			107	

※各品目の検査点数は、令和4年産の作付の状況により、変更する場合がある。

3 検体の調達先の選定、作成及び送付

(1) 検体調達先（以下「調達先」という。）の選定

農業改良普及センターは、令和4年産穀類の作付（又は見込み）のある市町村（麦類は広域圏）内の農業協同組合、市町村又は生産者から調達先を選定し、検体の作成及び送付について内諾を得た上で、園芸推進課へ報告する。

なお、令和3年度と同一の調達先を想定しているが、当該調達先への依頼が困難な場

合は、同一市町村(麦類は広域圏)内から他の調達先を選定し、内諾を得ることとする。

(2) 調達先への検体の作成及び送付の依頼

園芸推進課は、各農業改良普及センターが選定した検体の調達先(農業協同組合、市町村、生産者)へ検体の作成及び検査機関への送付を依頼する。

(3) 検体の作成及び送付

イ 農業改良普及センターが作業の補助を行わない場合

検査機関は、検体作成時期の前に調達先へ検体作成日及び送付予定日を照会する。調達先は、検体を送付予定日の同一週に検査機関へ到着するよう送付する。

ロ 農業改良普及センターが作業の補助を行う場合

農業改良普及センターは、調達先が初めて検体を作成する場合など、状況に応じて、検体の作成や送付作業の補助を行うこととする。その場合、検査機関は送付予定日の照会など検体調達先との各種調整について、農業改良普及センターを介して行うこととする。

ハ 留意点

検体調達先(上記ロの場合は農業改良普及センター)は、生育の状況等により、検体の作成が困難となることが予測される場合や、検体を送付予定日の同一週に検査機関に到着するよう送付できない場合、速やかにその旨を検査機関に連絡する。

4 検査後の対応

(1) 検査結果の速報

園芸推進課は、検査機関から検査結果の報告を受領後、速やかに(原則として、検体が検査機関に到着した日の翌週水曜日)当該検査の検体の生産地である市町村(麦類は広域圏)を所管する農業改良普及センターへ周知する。農業改良普及センターは、検体調達先、関係市町村及び農業協同組合に周知する。

(2) 検査結果の公表

別添1「県産農林水産物(流通前)放射性物質検査の公表について」(令和4年4月1日)に基づき実施する。

(3) 50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合

別添2「原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき対応する。

5 その他

種子については、検査の対象としない。